

令和3年度第1回男女共同参画審議会（書面開催）

令和3年7月

次 第

1. 報告事項 令和2年度第1回審議会での質問事項に係る資料について

令和2年度第1回審議会において、ご質問や資料の提示を求めのご意見がありましたので、別紙資料1、2及び3を提示して報告します。

◇資料1 附属機関等における委員の市民公募に係る実施状況調査

五十嵐委員より、附属機関等の公募委員の男女比に関して、男女それぞれの応募者数に対する登用人数についてのご質問がありました。

このことについて、下記のとおり市民公募の実施状況について調査を行いましたので、資料1のとおり報告します。

<調査内容>

- ・調査対象・・・平成30年度以降、毎年4月1日時点で公募により選考された市民を登用している附属機関等
- ・調査事項・・・公募を実施した際の募集人数、男女別の応募者数及び男女別の選定人数

◇資料2 LGBT等性的マイノリティへの理解促進に向けた取り組みについて

◇資料3 パートナーシップ制度導入自治体の要綱の内容例

五十嵐委員より、パートナーシップ制度に関する先行市町村等についての情報収集の結果の提示を求めのご意見がありましたので、資料2及び3のとおり報告します。

<資料2の概要>

パートナーシップ制度導入済みの自治体及び道内の主な市に対して、実施している取り組み、導入のきっかけ、取り組みに係る課題について調査した結果をまとめています。（令和元年12月現在）

<資料3の概要>

これまでに集めたパートナーシップ制度導入自治体の要綱等の中から、近隣自治体として札幌市、人口10万人規模の自治体として鹿沼市、三田市、富田林市、鴻巣市、亀岡市及び生駒市、ファミリーシップ制度導入自治体として明石市及び徳島市を抜粋し、それぞれの要綱の内容について、項目ごとに一覧表にまとめております。

（裏面へつづく）

2. 協議事項 江別市におけるパートナーシップ制度の検討について

資料4の内容を参照していただき、江別市においてパートナーシップ制度を導入することに関してのご意見等を伺います。

◇資料4 パートナーシップ制度導入自治体における要綱の内容の詳細比較

<資料概要>

これまでに調査したパートナーシップ制度導入自治体の中から、近隣自治体として札幌市、ファミリーシップ制度導入自治体として明石市、調査時点でパートナー登録件数が最も多い自治体として大阪市、調査時点で最も新しい導入事例として浦安市、以上4市の要綱の内容についてまとめております。

<要点について>

- ① 根拠規定については4市すべてが要綱を制定しており、自治体に対して当事者がパートナー関係であることを宣誓し、それを受けて自治体が宣誓書の受領証を交付するという、いわゆる「世田谷区方式」をとっています。
- ② 通称名の使用については4市すべてが可能としており、戸籍上の氏名に違和感を持っている方々への配慮として有効と考えられます。
- ③ 対象者の要件のうち、居住実態については自治体によって多少のばらつきがあり、札幌市及び浦安市では最終的に当事者双方が市内に住所を有することを要件としているのに対し、大阪市及び明石市では当事者の少なくとも一方が住所を有していればよいとしています。
- ④ パートナーシップ宣誓により利用できる制度について、4市すべてが市営住宅の利用を可能としています。
- ⑤ 江別市においてパートナーシップ制度を導入するうえで、すでに導入している札幌市との連携（互いの市で証明書が有効となる等）、さらには、今後さっぽろ連携中枢都市圏の近隣市町村が導入した場合の連携をも見据え、札幌市に近い形での制度設計について検討してまいります。

以上